

伊豆の国市告示第96号

伊豆の国市高齢者補聴器購入費助成要綱を次のように定める。

令和6年5月17日

伊豆の国市長　山下正行

伊豆の国市高齢者補聴器購入費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「補聴器」とは、医療機器認定を取得している補聴器をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の支給を受けることができる高齢者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している65歳以上の者であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、医師から補聴器の使用が必要であると証明を受けた者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法令により、補聴器の購入について助成の対象とならない者又は過去において助成を受けたことがない者であること。

(助成の対象)

第4条 助成の対象となる費用は、補聴器本体及びその付属品の購入に要する経費（診察料、文書料、修理費用、送料等を除く。）とする。

(助成金の額)

第5条 助成の額は、前条の経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(助成金の申請等)

第6条 対象者は、助成金を受けようとするときは、様式第1号による伊豆の国市

高齢者補聴器購入費助成交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、補聴器を購入した日から起算して90日を経過した日又は補聴器を購入した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、補聴器の使用が必要であることを証する医師の証明書（様式第2号又はその旨が証明されている書類）
- (2) 支払領収書
- (3) 住民票（市長が住民票を確認することに同意しない場合に限る。）
- (4) 市税完納証明書（市長が納税状況を確認することに同意しない場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、対象者1人につき1回を限度とする。

（助成金の支給）

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により助成金の支給が適当であると認めたときは、当該助成金を支給するものとする。

（不正利得の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けたと認めるときは、支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行し、令和6年度分の助成金から適用する。

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市高齢者補聴器購入費助成申請書兼請求書

年　月　日

伊豆の国市長　　氏　名　宛

住　所

氏　名

印

生年月日

電話番号

伊豆の国市高齢者補聴器購入費助成を受けたいので、関係書類を添えて申請し、
及び請求します。

1 申請（請求）金額 _____ 円

2 振替先口座

金融機関名	銀行・農協		支店・営業部						
	金庫・組合		店・出張所						
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号						
フリガナ									
預金名義									

3 添付書類

- 両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、補聴器の使用が必要であることを証する医師の証明書（様式第2号又はそれに代わる書類）
- 支払領収書 住民票（下記事項に同意する場合は不要）
- 市税完納証明書（下記事項に同意する場合は不要）
- その他（ ）

（住民票及び市税完納証明書を提出しない者）

私は、伊豆の国市高齢者補聴器購入費助成を申請するに当たり、市長が私の住民記録及び納税状況の記録を確認することに同意します。

（署名又は記名押印）

様式第2号（用紙　日本産業規格A4縦型）

両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、補聴器の使用が必要であることを証する医師の証明書

(申請者氏名)について、両耳の聴力レベルが40デシベル以上であること及び日常生活において補聴器を使用する必要があることを証明します。

年　　月　　日

医療機関　　所在地

名称

医師氏名

印

電話番号